



第112期 報告書

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで



曙ブレーキ工業株式会社

第112期 報告書 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

CONTENTS

株主の皆様へ	2
トピックス.....	3・4
連結業績の推移	5・6
事業報告	7
連結貸借対照表	28
連結損益計算書	29
連結株主資本等変動計算書	30
貸借対照表	37
損益計算書	38
株主資本等変動計算書	39
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本...	45
計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本...	46
監査役会の監査報告書 謄本.....	47
株主メモ	49

株主の皆様へ



代表取締役会長兼社長

信元久隆

ごあいさつ

株主の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第112期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の営業状況をとりまとめましたので、ここにご報告申し上げます。

当事業年度におけるわが国経済は、急激な資材価格の高騰や円高・ドル安の進行による輸出企業への影響等を背景に、年度末にかけて景気は急速に不透明になり、海外では新興国の景気拡大が見られたものの、下期に入りサブプライムローン問題に端を発する金融市場の混乱や原油価格の高騰等により、欧米の景気にも減速感が見られる厳しい状況となりました。こうした環境下、当社グループの売上高は日本及びアジアでの受注増加等により1,847億円と過去最高を更新し、また、利益におきましてもこの増取効果に加え原価低減活動による効果もあり、営業利益152億円、経常利益126億円、当期純利益66億円といずれも過去最高を更新することができました。

第113期における当社グループを取り巻く経営環境は、平成20年初頭から急速に進んだ資材価格のさらなる高騰、為替の影響、北米自動車販売の不振等により不透明感を増し、かつて経験したことのないほどの厳しい状況になってまいりました。このような中で、今後とも株主の皆様のご期待にお応えするべく、平成20年4月からスタートした新中期経営計画を着実に進めるとともに、コーポレートガバナンス、コンプライアンスの強化、環境対応等企業の社会的責任を果たすための取組みを積極的に推進することによって、企業価値の増大をはかってまいりたい所存です。

株主の皆様におかれましては、より一層のご支援のほど、お願い申し上げます。

平成20年6月

北米統括会社の本社新社屋完成

北米統括会社の本社新社屋が完成し、平成19年4月に竣工式が行われました。北米統括会社は従来、ミシガン州にありましたが、平成18年3月に生産拠点がケンタッキー州への移転を決定し、移転とともに新社屋の建設を進めていたものです。式典には信元社長、地元からはケンタッキー州知事ほか多くの関係者が出席して盛大に執り行われ、北米事業再構築の新たなスタートを切りました。



新社屋外観

F1に新規参戦

モータースポーツ最高峰F1の名門チーム「ボーダフォン マクラーレン メルセデス」にブレーキキャリパーとブレーキマスターシリンダーを供給するオフィシャルサプライヤーになったことを平成19年9月に発表しました。ブレーキのエキスパートを目指し究極のブレーキを開発するには、究極のレースの場しかあり得ないと考えました。そして予想以上の結果を挙げ、akebono製品の性能の高さを世界に知っていただきました。



チームは全17戦のレースで8回の優勝に輝く

新幹線N700系に akebono 製品搭載

平成19年7月からJR東海が営業運転した新幹線N700系にakebono製ブレーキキャリパー、パッドが約半数の車両に、また、全車両の制御装置にakebono製センサーが搭載されました。当社は新幹線が開業した昭和39年から長年にわたり製品を供給し、現在、新幹線では約50%のシェアを獲得しています。さらに台湾新幹線、中国新幹線にも採用され、akebono鉄道用製品は国内外で幅広く活躍しています。



akebono製品が搭載されたN700系

マウンテンバイクで二冠達成

平成19年10月に開催されたマウンテンバイクジャパンシリーズ(ダウンヒル)の最終戦でakebonoブレーキシステムを装着している「Team Ikuzawa」の安達選手が、2年連続の年間チャンピオンを決め、すでに決定していた「ナショナルランキング」1位と合わせて、二冠を達成しました。ダウンヒルは特に高度なブレーキ性能とコントロールが求められる競技で、二冠達成は快挙といえます。



二冠を達成した Team Ikuzawa の安達選手

次世代育成支援対策推進企業に認定

当社は、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成19年11月に埼玉県労働局長から「次世代育成支援対策に取り組んでいる企業」として認定され「くるみん」マークを取得しました。これは、社員の仕事と個人生活との両立を図るための雇用環境や多様な労働条件の整備など、行動計画を立てて積極的に取り組んでいる企業が認定されるもので、まだ数少ない企業しか認定されていません。



次世代育成支援認定マーク「くるみん」

トヨタ自動車「品質管理優秀賞」3年連続受賞

平成20年2月、トヨタ自動車「品質管理優秀賞」3年連続受賞という快挙を成し遂げました。これは国内外生産拠点で納入品質・市場品質の目標値を大幅に達成したこと、各生産拠点で品質改善活動を地道に継続して取り組んだこと、経営トップから現場の一人ひとりまで標準作業に徹底的にこだわり実践したことが評価されたものと思われます。また、日野自動車「品質管理優秀賞」も2年連続で受賞しました。



トヨタ自動車「品質管理優秀賞」
受賞式典の様子

アケボノブレーキ タイ出荷開始

平成18年8月に設立したアケボノブレーキ タイは工場建設、従業員の採用・教育、生産設備設置と着実に準備を進めてきましたが、平成20年2月に生産を開始し、3月には最初のディスクブレーキを出荷しました。今後は順次生産を拡大するとともに、隣接地にはブレーキパッド工場を建設中で、ますます需要拡大が見込まれるアジア地域の重要な生産拠点として成長していきます。



アケボノブレーキ タイ外観

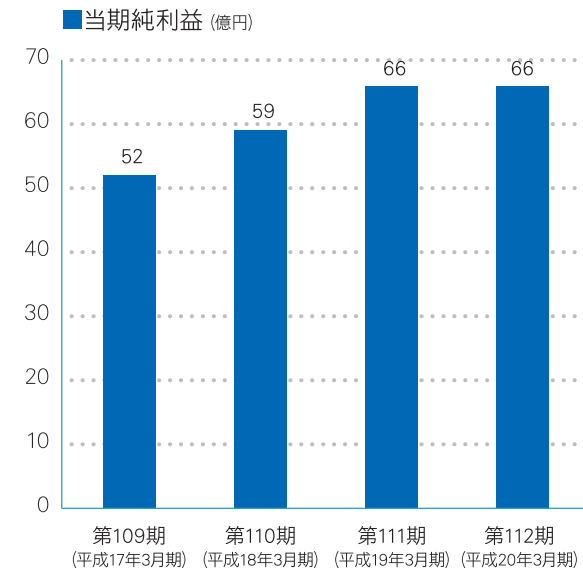
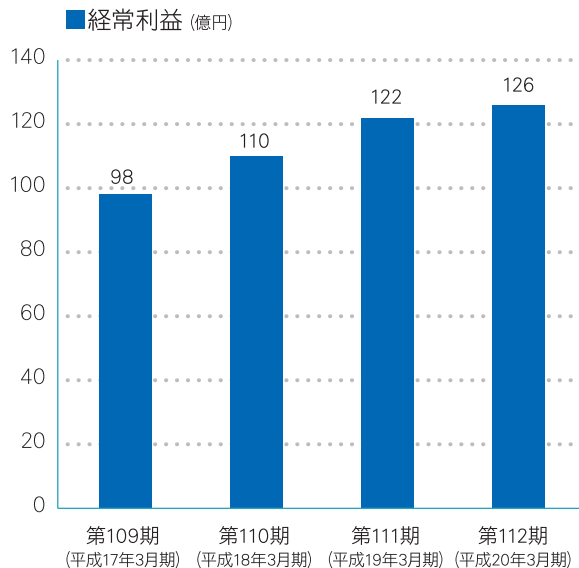
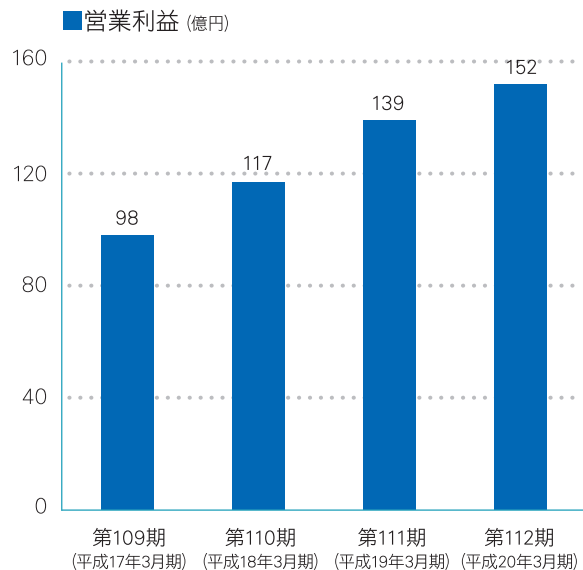
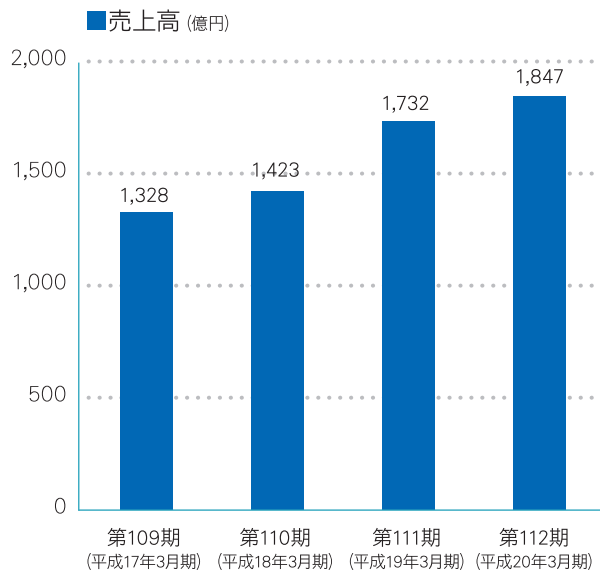
中部オフィスの竣工式を実施

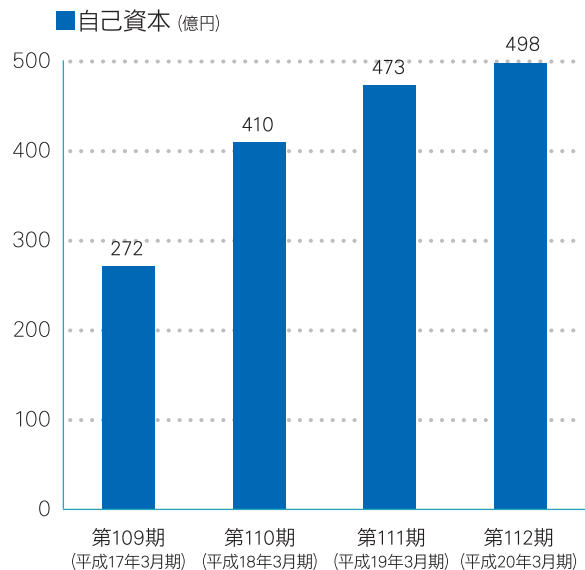
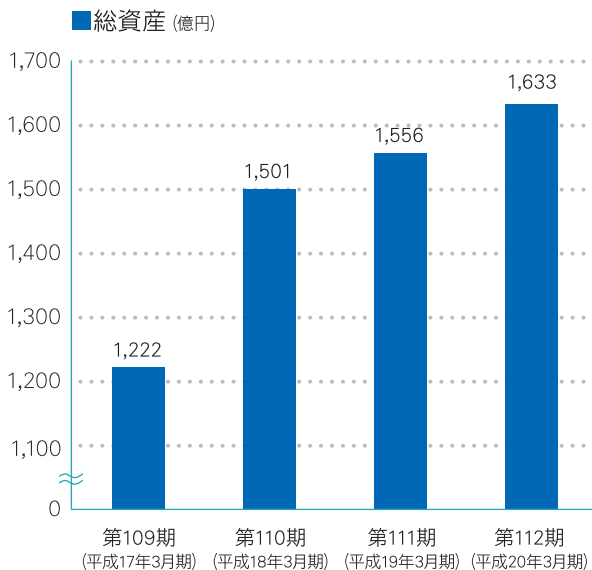
従来、営業機能の拠点であった「名古屋営業所」を全面改築するとともに、業務改革をコンセプトに、新たに品質部門、開発部門などの本社機能と常時連携が取れる機能を有した新しい拠点として再構築しました。名称も「中部オフィス」と変更して、平成20年3月に竣工式を行いました。「中部オフィス」は曙ブレーキグループと中部地区のお客様との関係を強化することを目指しています。



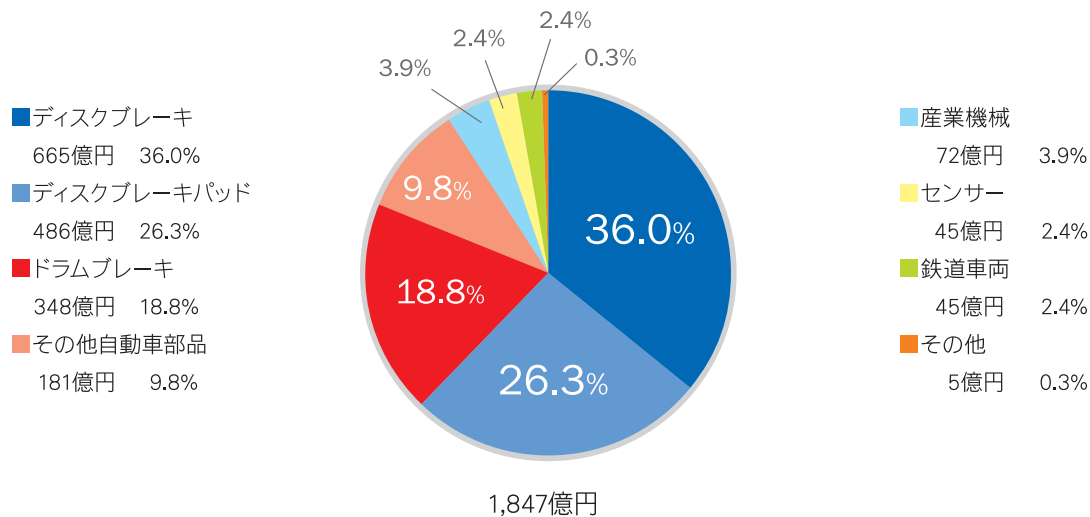
中部オフィス外観

連結業績の推移





■ 製品別売上高



1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度のわが国経済は、昨今の急激な資材価格高騰やドル安の進行による輸出企業への影響等を背景として、企業収益や設備投資にも減速感が見られるなど、景気の先行きは年度末にかけて急速に不透明な状況になってまいりました。海外では新興国の景気拡大が見られたものの、サブプライムローン問題等により欧米をはじめとして先行きの不透明感は強い状況にあります。

自動車業界についても、日本の自動車生産台数は、1,179万台と前年を上回りましたが、輸出の増加を背景にしたものであり、国内販売台数については、532万台と昨年に引き続き前年を下回りました。

このような厳しい経営環境の中、当社グループの業績は、売上高・利益において過去最高を更新いたしました。

売上高については、日本及びインドネシアでの受注増加等により、1,847億3千万円と対前期比115億7千万円(+6.7%)の増収となりました。

この増収効果に加え、原価低減活動による効果もあり、営業利益についても151億6千万円と対前期比12億8千万円(+9.2%)の増益、経常利益についても126億2千万円と対前期比4億6千万円(+3.8%)、当期純利益も66億4千万円と対前期比1千万円(+0.1%)となりました。

所在地別セグメントでの業績は次のとおりとなっております。

		当 期 実 績	対 前 期 比		主 要 因
日 本	売 上 高	1,117億3千万円	+56億5千万円	+ 5.3%	主要なお客様からの受注増加
	営 業 利 益	98億4千万円	+9億5千万円	+ 10.6%	増産効果及び合理化効果
北 米	売 上 高	700億5千万円	+26億6千万円	+ 3.9%	日系お客様の受注増加
	営 業 利 益	40億5千万円	△7億5千万円	△ 15.5%	高付加価値製品の受注減少
欧 州	売 上 高	63億4千万円	+20億5千万円	+ 47.9%	補修市場向け増加
	営 業 利 益	2億0千万円	+3億9千万円	- %	増産効果
ア ジ ア	売 上 高	106億9千万円	+16億9千万円	+ 18.8%	インドネシアでの二輪及び小型車向け受注増加
	営 業 利 益	8億6千万円	+5億5千万円	+175.3%	増産効果

(注) 売上高、営業利益共にセグメント間の内部取引を含んだ金額となっております。

また、向け先別の売上高については、次のとおりとなっております。

区 分	売 上 高	構 成 比	対 前 期 比
自動車メーカー向け	1,348億9千万円	73.0%	+ 8.2%
補修品市場向け	368億2千万円	19.9%	+ 1.0%
鉄道車両向け	44億6千万円	2.4%	+ 11.5%
産業機械向け	72億6千万円	3.9%	+ 4.6%
そ の 他	13億0千万円	0.8%	+ 23.6%
合 計	1,847億3千万円	100.0%	+ 6.7%

(注) 自動車メーカー向けの売上高には、センサーの売上高45億2千万円が含まれております。

(2) 対処すべき課題

当社グループは、3ヵ年の新中期経営計画「akebono New Frontier 30」を策定し、平成20年4月から推進しております。

「世界的経済金融不況」「ドル安円高」「資材価格高騰」「北米地域の不振」「新興国の台頭」「市場の二極化（高性能車と小型・軽自動車）」等、日々激変する経営環境の中で更なる成長を遂げることにより、引き続きグローバルでOEM用ディスクブレーキパッド装着比率の世界シェア30%を持つ「世界No.1 低コストTier 2 ブレーキサプライヤー」を目指し、以下のような取組みを進めてまいります。

■ 革命的な原価低減の実現

当社グループの従来の主要市場である日本は、国内販売の低迷、軽自動車・コンパクトカーへのシフト等市場構造の変化に加え、資材価格の高騰が厳しい競争に拍車をかけており、従来製品以上の原価低減努力が求められています。また、もう1つの主要市場である北米も、サブプライムローン問題に端を発した自動車市場の低迷の影響を受け、今まで以上の収益基盤の強化が必要になっております。

akebono New Frontier 30の3ヵ年では、従来の共通化・標準化の推進に加え、生産拠点再編（日本、米国）、一部基幹部品内製化、ロジスティクス改善、調達合理化、間接部門合理化等の施策を実行することにより、大幅な原価低減を目指します。

■ 技術の差別化

コスト、環境、性能面から、以下の取組みにより、技術の差別化をはかってまいります。

- 製品・部品のみならず、つくりの共通化・標準化を行い、新興国向けの低価格車にも対応した低コストブレーキの開発を行っていきます。
- 次世代にも通用する環境技術の更なる研究・開発を好機ととらえ、展開を強化し進めていきます。
- 昨年の正式参入以来高い成果を収めてきたFormula 1 に対する製品供給を通して獲得した高性能ブレーキ製造技術とブランドをベースにして、ハイエンドへの展開をはかっていきます。

■ グローバル展開の加速

従来の日本及び北米事業中心から、欧州及びアジア事業を加えたグローバル展開を加速してまいります。特に成長市場と捉えているアジアについては、積極的な投資活動を行い、ビジネスの拡大をはかってまいります。

インドネシアでは更なる新規ビジネスの受注で事業を拡大、中国では日系のお客様を中心に着実なビジネス拡大により、黒字化及び安定した収益の確保を目指します。

タイにおいては、平成19年に日系自動車メーカー向けディスクブレーキを受注し、平成20年2月から本格的な量産を開始いたしました。平成21年にはディスクブレーキパッドの生産開始も予定しており、確実な事業拡大をはかってまいります。

アジアにおける二輪車向け事業については、増産に対応すると共に、近隣市場の成長拡大に合わせた対策も検討してまいります。

また、欧州については、「技術の差別化」による高性能車への展開から市場の本格的な攻略にシフトし、黒字化体質の定着化と合わせ、高い製品ブランドによる事業基盤の構築をはかってまいります。

(3) 設備投資等の状況

当事業年度に実施いたしました設備投資は、総額で149億1千万円となりました。その内訳は、日本92億5千万円・北米31億8千万円・欧州2億円・アジア22億8千万円であり、その主なものは、日本では館林鋳物所及び中部オフィスの新築、北米では統括会社の社屋新築、欧州では生産・開発拠点、アジアではタイ工場の新築への投資であります。

(4) 資金調達の状況

当事業年度における主な資金調達は、リファイナンス及び設備投資等に充当するため、長期借入金により84億円を調達いたしました。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第109期 (平成17年3月期)	第110期 (平成18年3月期)	第111期 (平成19年3月期)	第112期 (平成20年3月期)
売上高 (百万円)	132,836	142,260	173,159	184,731
経常利益 (百万円)	9,813	11,025	12,157	12,619
当期純利益 (百万円)	5,232	5,857	6,631	6,637
1株当たり当期純利益 (円)	54.29	56.60	61.86	61.85
総資産額 (百万円)	122,202	150,106	155,580	163,263
純資産額 (百万円)	27,192	41,009	52,262	56,548

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第109期 (平成17年3月期)	第110期 (平成18年3月期)	第111期 (平成19年3月期)	第112期 (平成20年3月期)
売上高 (百万円)	101,839	104,164	104,390	110,125
経常利益 (百万円)	7,181	7,779	4,209	6,929
当期純利益 (百万円)	2,782	2,535	3,359	5,498
1株当たり当期純利益 (円)	28.86	24.49	31.34	51.23
総資産額 (百万円)	108,310	113,162	118,961	121,490
純資産額 (百万円)	25,991	34,874	37,363	39,418

(注) 第111期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
曙ブレーキ山形製造株式会社	100 百万円	100.0 %	ディスクブレーキパッド等の製造
曙ブレーキ福島製造株式会社	20	100.0	ブレーキライニング、産業機械・鉄道車両の摩擦材等の製造
曙ブレーキ三春製造株式会社	10	100.0	ディスクブレーキ、鉄道車両用ブレーキ、プレス部品等の製造
曙ブレーキいわき製造株式会社	32	100.0	リビルトブレーキ等の製造
曙ブレーキ羽生製造株式会社	20	100.0	ディスクブレーキパッド等の製造
曙ブレーキ岩槻製造株式会社	20	100.0	ドラムブレーキ、ディスクブレーキ等の製造
曙ブレーキ山陽製造株式会社	94	54.3	ドラムブレーキ、ディスクブレーキ、ホイールシリンダー等の製造
アケボノテック株式会社	20	100.0	自動車用ブレーキの評価実験及びテストコースの管理
株式会社曙ブレーキ中央技術研究所	100	100.0	ブレーキ装置の安全・公害・省資源の研究開発
株式会社アロックス	35	100.0	運送・梱包業
株式会社 A P S	10	100.0	コンサルティング業務
あけぼの123株式会社	13	100.0	建物内清掃業
曙ブレーキ産機鉄道部品販売株式会社	300	60.0	産業機械・鉄道車両用ブレーキの販売
アケボノコーポレーション(ノースアメリカ)	35,000 千米ドル	80.0	自動車部品の開発・販売及び米国における子会社等の管理
アケボノブレーキヨーロッパN.V.	19,000 千ユーロ	100.0	欧州事業統括、営業、市場調査
アケボノアドバンスドエンジニアリングLTD.	50 千英ポンド	100.0	自動車部品の研究開発
ピーティートウリダールマヴィセサ	40,000 百万IDR	50.0	ブレーキ部品の製造及び販売
広州曙光制動器有限公司	62,074 千元	80.0	ドラムブレーキ、ディスクブレーキ等の製造及び販売
曙光制動器(蘇州)有限公司	74,334 千元	80.0	ディスクブレーキパッドの製造及び販売
アケボノブレーキタイランドCO., LTD.	553,854 千タイバツ	100.0	ブレーキ部品の製造及び販売

- (注) 1. 平成19年4月2日に、当社はアケボノブレーキヨーロッパN.V.を設立いたしました。
2. 平成19年10月1日に、曙ブレーキ産機鉄道部品販売株式会社を設立いたしました。
3. 平成19年10月31日に、アケボノアラスS.A.S.はアケボノヨーロッパS.A.S.に吸収合併されました。
4. アケボノコーポレーション(ノースアメリカ)の100%子会社として、アムブレーキコーポレーション、エーマックブレーキLLC、アムテックブレーキLLCがあります。また、アケボノブレーキヨーロッパN.V.の100%子会社として、アケボノヨーロッパS.A.S.があります。

(7) 主要な事業内容

当社グループは各種ブレーキ装置及びその構成部品・関連部品の研究開発・製造・販売を行っている総合ブレーキメーカーであります。

部 門	主 要 製 品
自 動 車	ディスクブレーキ、ドラムブレーキ、シューアッセンブリー、ディスクブレーキパッド、ブレーキライニング、クラッチフェーシング、コンバインセンサー
鉄 道 車 両	レジン制輪子、フリクションライナー（スリ板耐摩レジン）、新幹線用ライニング及びディスクブレーキ
産 業 機 械	ドラムブレーキ、ディスクブレーキ、ウェットディスクブレーキ、シューアッセンブリー
二 輪 車	ディスクブレーキ、マスターシリンダー

(8) 主要な事業拠点

① 国内

当社本店・本社	グループ本社（本店・東京都中央区） Ai-City（本社・埼玉県羽生市）
当社工場	館林鋳造所
当社営業所	札幌営業所、仙台営業所、関東営業所（埼玉県羽生市）、 首都圏営業所（東京都中央区）、中部オフィス（愛知県豊田市）、 大阪営業所、広島営業所、福岡営業所
子会社	曙ブレーキ山形製造株式会社、曙ブレーキ福島製造株式会社、 曙ブレーキ三春製造株式会社、曙ブレーキいわき製造株式会社、 曙ブレーキ羽生製造株式会社、曙ブレーキ岩槻製造株式会社、 曙ブレーキ山陽製造株式会社（岡山県総社市）

② 海外（子会社）

北 （アメリカ） 米	アケボノコーポレーション（ノースアメリカ）、 アムブレーキコーポレーション、エーマックブレーキL.L.C.、 アムテックブレーキL.L.C.
欧 州	アケボノブレーキヨーロッパN.V.（ベルギー）、 アケボノヨーロッパS.A.S.（フランス）
ア ジ ア	広州曙光制動器有限公司（中国）、曙光制動器（蘇州）有限公司（中国）、 ピーティートゥリダールマヴィセサ（インドネシア）、 アケボノブレーキタイランドCO., LTD.

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
6,985名	175名(増)

(注) 従業員数には、嘱託・臨時工具、パートタイマー及びアルバイトの期中平均雇用人数635名は含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	915名	15名(増)	42.1才	17.8年
女 性	124名	7名(増)	36.7才	13.5年
計又は平均	1,039名	22名(増)	41.5才	17.3年

(注) 従業員数には、出向者1,385名及び嘱託・臨時工具、パートタイマー及びアルバイトの期中平均雇用人数97名は含まれておりません。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借入金残高
株式会社みずほコーポレート銀行	14,246百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	10,198
株式会社三井住友銀行	4,746

2. 会社の現況に関する事項

(1) 株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 440,000,000株
- ② 発行済株式の総数 110,992,343株
(自己株式数3,660,795株を含む。)
- ③ 株主数 8,351名
- ④ 大株主の状況

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	出 資 比 率
トヨタ自動車株式会社	15,495千株	14.4%
ロバートボッシュコーポレーション	12,597	11.7
伊藤忠商事株式会社	10,553	9.8
ドイッチェバンクアーゲーフランクフルト	5,900	5.4
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5,725	5.3
いすゞ自動車株式会社	4,648	4.3
株式会社みずほコーポレート銀行	3,915	3.6
アイシン精機株式会社	3,133	2.9
株式会社ブリヂストン	2,800	2.6
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,525	2.3

- (注) 1. 当社は、自己株式を3,660,795株保有しておりますが、当該株式には議決権がないため、上記大株主から除外しております。
2. 出資比率は自己株式数を控除して計算しております。

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

① 当事業年度末日における新株予約権の状況

名 称		第 1 回新株予約権		第 2 回 (2) 新株予約権	
取締役会決議の日		平成17年 1 月19日		平成18年 4 月18日	
新株予約権の数		693個 (1 個当たり1,000株)		32個 (1 個当たり100株)	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式	693,000株	普通株式	3,200株
新株予約権の発行価額		無償		無償	
新株予約権の行使時の払込金額		1 株につき554円		1 株につき 1 円	
新株予約権の行使期間		平成18年 8 月 1 日から 平成22年 7 月31日まで		平成18年 4 月19日から 平成22年 4 月18日まで	
新株予約権の主な行使の条件		新株予約権 1 個の一部行使は不可。		新株予約権 1 個の一部行使は不可。	
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	保有者数	4 名	保有者数	—
		保有数	42個	保有数	—
	目的である株式の数	42,000株	目的である株式の数	—	
	社外取締役	保有者数	—	保有者数	1 名
保有数		—	保有数	32個	
目的である株式の数		—	目的である株式の数	3,200株	

名 称		第 3 回 (A) 新株予約権		第 3 回 (B) 新株予約権	
取締役会決議の日		平成18年 6 月20日		平成18年 6 月20日	
新株予約権の数		302個 (1 個当たり100株)		595個 (1 個当たり100株)	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式	30,200株	普通株式	59,500株
新株予約権の発行価額		無償		無償	
新株予約権の行使時の払込金額		1 株につき 1 円		1 株につき 1 円	
新株予約権の行使期間		平成20年 7 月 4 日から 平成22年 7 月 3 日まで		平成23年 7 月 4 日から 平成28年 7 月 3 日まで	
新株予約権の主な行使の条件		新株予約権 1 個の一部行使は不可。		新株予約権 1 個の一部行使は不可。	
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	保有者数	7 名	保有者数	7 名
		保有数	154個	保有数	304個
		目的である株式の数	15,400株	目的である株式の数	30,400株
	社外取締役	保有者数	—	保有者数	—
	保有数	—	保有数	—	
	目的である株式の数	—	目的である株式の数	—	

名 称		第4回（A）新株予約権	第4回（B）新株予約権
取締役会決議の日		平成19年6月21日	平成19年6月21日
新株予約権の数		405個（1個当たり100株）	769個（1個当たり100株）
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 40,500株	普通株式 76,900株
新株予約権の発行価額		無償	無償
新株予約権の行使時の払込金額		1株につき1円	1株につき1円
新株予約権の行使期間		平成21年7月3日から 平成23年7月2日まで	平成24年7月3日から 平成29年7月2日まで
新株予約権の主な行使の条件		新株予約権1個の一部行使は不可。	新株予約権1個の一部行使は不可。
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	保有者数 8名 保有数 194個 目的である株式の数 19,400株	保有者数 8名 保有数 400個 目的である株式の数 40,000株
	社外取締役	保有者数 1名 保有数 30個 目的である株式の数 3,000株	保有者数 - 保有数 - 目的である株式の数 -

(注) 1. 当社は、監査役に対して株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行していません。

2. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の種類と数」の株式の数には、使用人等に付与した新株予約権の数及び当該新株予約権の目的となる株式の数が含まれております。

② 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

名 称		第4回（A）新株予約権	第4回（B）新株予約権
取締役会決議の日		平成19年6月21日	平成19年6月21日
新株予約権の数		405個（1個当たり100株）	769個（1個当たり100株）
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 40,500株	普通株式 76,900株
新株予約権の発行価額		無償	無償
新株予約権の行使時の払込金額		1株につき1円	1株につき1円
新株予約権の行使期間		平成21年7月3日から 平成23年7月2日まで	平成24年7月3日から 平成29年7月2日まで
新株予約権の主な行使の条件		新株予約権1個の一部行使は不可。	新株予約権1個の一部行使は不可。
使用人等に対する交付状況	役付執行役員等	交付者数 9名 交付数 181個 目的である株式の数 18,100株	交付者数 9名 交付数 369個 目的である株式の数 36,900株

(注) 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の種類と数」の株式の数には、取締役等に付与した新株予約権の数及び当該新株予約権の目的となる株式の数が含まれております。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の氏名等（平成20年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び他の法人等の代表状況等
代表取締役会長兼社長 執行役員会長兼社長	信 元 久 隆	
代 表 取 締 役 執行役員副社長	横 尾 俊 治	経営諮問会議議長 生産部門管掌 生産技術部門管掌 品質保証部門管掌 調達部門管掌 人事管掌
取 締 役 執行役員副社長	荻 野 好 正	CFO VCETプロジェクト管掌 センサー部門管掌 管理・企画系管掌
取 締 役 専務執行役員	西 垣 順 充	渉外担当 総務・広報・CB推進管掌
取 締 役 専務執行役員	石 毛 三 知 之	補修品営業部門長
取 締 役 専務執行役員	後 藤 和 彦	産業機械・鉄道部門管掌 新商品開発室管掌 調達部門管掌補佐 曙ブレーキ産機鉄道部品販売会社 代表取締役
取 締 役 専務執行役員	工 藤 高	開発部門長
取 締 役 専務執行役員	斉 藤 剛	自動車営業部門長 欧州事業担当 アケボノブレーキヨーロッパN.V. CEO
取 締 役	伊 藤 邦 雄	一橋大学商学部 大学院商学研究科教授 東京海上日動火災保険株式会社 監査役 三菱商事株式会社 取締役 日東電工株式会社 取締役
取 締 役 常勤監査役	鶴 島 琢 夫	
常勤監査役	石 田 明 世	
常勤監査役	木 村 恵 司 郎	
監 査 役	松 田 秀 次 郎	株式会社ティ・ワイ・オー 監査役
監 査 役	遠 藤 今 朝 夫	霞が関監査法人 代表社員

(注) 1. 当事業年度中の取締役の異動

- ① 平成19年6月21日開催の第106回定時株主総会終結の時をもって、取締役桑野秀光、柏木 剛及び佐藤宏毅の3氏は任期満了により退任いたしました。

- ② 取締役石毛三知之、後藤和彦、工藤 高、斉藤 剛、鶴島琢夫の5氏は、平成19年6月21日開催の第106回定時株主総会において新たに取締役に選任され、同日就任いたしました。
2. 取締役伊藤邦雄及び鶴島琢夫の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 3. 監査役松田秀次郎及び遠藤今朝夫の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 4. 監査役石田明世氏は、伊藤忠商事株式会社及び当社において長年にわたり、財務・経理業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 監査役木村恵司郎氏は、長年にわたり当社の財務・経理業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 6. 監査役松田秀次郎及び遠藤今朝夫の両氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の総額
取 締 役	10人	303百万円
監 査 役	4人	49百万円
合 計	14人	352百万円

- (注) 1. 上記のうち、社外役員（社外取締役及び社外監査役）に対する報酬等の総額は4名22百万円であります。
2. 上記のうち、監査役の報酬等の総額には、当事業年度中に役員退職慰労引当金として費用処理した8百万円を含んでおります。
3. 平成20年6月19日開催の第107回定時株主総会において第7号議案が原案どおり承認可決された場合には、退任監査役1名及び打ち切り支給する監査役1名の計2名に対し総額21百万円の退職慰労金が支払われる予定です。

(4) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主要な活動の状況

氏 名	地 位	主 な 活 動 状 況
伊 藤 邦 雄	社 外 取 締 役	当期開催の取締役会18回（定例13回、臨時5回）のうち12回（定例11回、臨時1回）に出席し、主に学識経験者としての専門的見地に加え、ディスクロージャーの観点からも、客観的かつ必要な発言を行っております。
鶴 島 琢 夫	社 外 取 締 役	平成19年6月21日社外取締役に就任以来、当期開催の取締役会14回（定例10回、臨時4回）のすべてに出席し、経営者としての経験を踏まえ、投資家への説明責任という観点からも、必要な発言を行っております。
松 田 秀 次 郎	社 外 監 査 役	当期開催の取締役会18回（定例13回、臨時5回）のうち14回（定例13回、臨時1回）に、また監査役会13回のすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から客観的かつ必要な発言を行っております。
遠 藤 今 朝 夫	社 外 監 査 役	当期開催の取締役会18回（定例13回、臨時5回）のうち11回（定例10回、臨時1回）に、また監査役会13回のうち12回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から客観的かつ必要な発言を行っております。

② 責任限定契約の概要

当社は社外役員として優れた人材を迎えるため、現行定款において、社外役員との間で当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。

これにより、当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間に、当社に対し損害賠償責任を負うべき場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、当社に対する損害賠償責任を負う旨の契約を締結しております。

(5) 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称 監査法人トーマツ
- ② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	49百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	71百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 重要な海外子会社については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査又はレビューを受けております。

③ 非監査業務の内容

内部統制構築業務の助言・指導業務、四半期報告に関する相談業務及び退職給付制度再構築に関する相談業務であります。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、当該会計監査人が公認会計士法その他の法令に違反・抵触していると認められる場合、公序良俗に反する行為があったと認められる場合に、当該会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると判断したときは、監査役会の同意又は請求により、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

(6) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社のグループ全体のコンプライアンスの考え方は、当社の理念及び、代表取締役社長からのメッセージ、企業行動基準、企業行動規範などからなる「コンプライアンス・マニュアル」を基本とする。

コンプライアンス活動を推進していくため、代表取締役社長の指示のもと、役員を主なメンバーとするコンプライアンス委員会を設置し、ひとりひとりがコンプライアンスの考え方に則った行動をとるように、役員及び従業員の教育を行い、コンプライアンス体制を整備する。コンプライアンスの活動状況については、コンプライアンス委員会から適宜、取締役・監査役に報告し、また、内部監査部門も各部門、グループ企業の実施状況を定期

的に監査する。

また、問題の未然防止、早期発見と早期解決のために社内・社外に相談窓口を設け、派遣社員も含めた曙グループの従業員全員からの相談を受け付ける。社内相談窓口は、曙グループの主な拠点に相談窓口担当者をおき、従業員はどの相談窓口担当者にも相談できる。社外相談窓口は専門機関に委託し、企業倫理と職場環境の2つのホットラインを設置する。相談窓口で受け付けた相談内容の事実確認はコンプライアンス委員会が中心となっており、調査の結果、問題が発覚した場合には、同委員会が中心となっており是正措置を講じて、再発防止を図る。相談窓口は匿名の相談も受け付ける。当社は、相談者からの相談内容及び個人情報秘守し、相談者に対して、不利益な取扱いを行わない。

グループ全体のコンプライアンスをさらに推進していくため、各グループ企業にコンプライアンス推進責任者をおき、当社及び各グループ企業で発生する可能性の高いコンプライアンスのリスクを想定し、その予防体制を整備する。

当社及びグループ企業は社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響を与える反社会的勢力には毅然として対応し、常に正義感を持った良識ある行動に努めることを「コンプライアンス・マニュアル」に明記し、役員及び従業員に周知徹底する。

財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を整備し、運用する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保管及び管理に関する体制

当社は文書管理規程に従い、取締役の職務の執行に関わる情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録・保存し、管理する。文書管理規程には、文書等の管理責任者、保存すべき文書等の範囲、保存期間、保存場所、その他の文書等の保存及び管理の体制について定める。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

現在、当社の各部門及びグループ企業で管理しているリスクを統合して、リスク管理体制を構築するため、当社グループのリスク管理の推進組織として、代表取締役社長を委員長とし、各年度の全社的な重点リスクの所管部署の責任者及び委員長が選んだメンバーによるリスク管理委員会を組成する。

リスク管理委員会は、取締役会で承認されたリスク管理に関する目標・計画の策定とその実施、リスク管理に関する社内規程の策定、リスク管理実施状況・有効性の評価、及びリスク管理システムに関する是正・改善対策の策定及び実施などを行う。また、同委員会は、リスクに応じた有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。

当社の事業及び業績に重大な影響を与えられとされるリスクについては、毎年影響度の評価を行い、全社的重点リスクを選定して、的確な対処策・目標・達成スケジュールを策定し、発生の可能性を低減させるための活動を実施する。

当社各部門及び各グループ企業の責任者は、全社的重点リスク以外に各部門・各グループ企業で取り組むべき重点リスクを選定して、的確な対処策・目標・達成スケジュールを策定し、発生の可能性を低減させるための活動を実施する。

また、地震やその他の災害などの危機が発生した場合に、被害（影響、損失）を最小限とするため、対応マニュアルを作成・配布するとともに訓練と周知教育を実施し、万一の有事に備える。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は経営と執行を分離する執行役員制を導入し、責任と権限を明確にする。取締役会は月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜開催する。また、事前に経営問題を討議する取締役・執行役員で構成された重要会議体を複数設定し、その会議体の審議を経てから取締役会での承認決定を行なう事前審議制をとる。さらに、事前審議にあたり、電子媒体を活用して経営情報、審議情報などを事前に共有し、情報伝達の効率化を図る。

決定された業務の執行状況は、担当する取締役または執行役員が取締役会、執行役員会などにおいて適宜報告し、また、監査役及び内部監査部門もこれを定期的に監査する。

⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ企業における内部統制の構築を目指し、当社にグループ企業の内部統制に関する担当部署を設けるとともに、当社及びグループ企業での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達などが効率的に行われるシステムを含む体制を確立する。

当社取締役及びグループ企業の責任者は、当社各部門及び各グループ企業の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。

当社の監査役及び内部監査部門は、海外も含めたグループ企業の定期的な監査を実施し、監査結果を当社の取締役会・担当部署に報告する。

企業集団において、業務の適正をさらに確保していくため、当社を中心に各グループ企業の職務権限規程を定める。また、各グループ企業監査役は、会計監査権限のみならず、業務監査権限も有するものとする。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助するため、監査役室を設置し、専任のスタッフを配置する。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役室スタッフの取締役からの独立性を確保するため、監査役室スタッフは、監査役会の指揮命令の下で職務を遂行する。また、監査役室スタッフの人事、評価、懲戒処分を行うに際しては監査役会との協議を要するものとする。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び従業員は、監査役会に対して、法定の事項のほか、当社及びグループ企業の経営、業績に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、重大な法令・定款違反行為その他予め定めた監査役会への報告事項を、遅滞なく報告する。

常勤監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会の他、政策会議、執行役員会などの重要会議に出席する。監査役全員が、これらの会議に先立ち電子媒体を活用して事前に提供される関係文書・資料を閲覧し、また、必要に応じて取締役または従業員に追加の説明・報告を求めることが出来るものとする。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、会計監査人から会計監査内容について、また、内部監査部門からも業務監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。

監査役会は、当社経営陣との定期的な意見交換会を開催する。

(7) 株式会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大量の株式買付行為に応じて当社株式の売買を行うかどうかは、最終的には当該株式を保有する株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、当社グループの企業価値を将来にわたって向上させるためには、中長期的な視点での企業経営が必要不可欠であり、そのためには、お客様、お取引先、従業員、地域社会などとの良好な関係の維持はもとより、1929年の創業以来、当社が築き上げてきた様々な専門的・技術的なノウハウの活用など、当社グループの深い理解による事業の運営が必須です。

また、突然の大量の株式買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当なものかどうかを株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社に与える影響や、買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料になると考えます。

そこで、当社としましては、大量の買付行為を行う買付者において、株主の皆様判断のために、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、一定の評価期間の経過を待つべきであると考えております。また、かかる合理的なルールに違反する買付行為に対して、当社取締役会が当該ルールに従って適切と考える方策をとることは、当社株主共同の利益を守るために必要であると考えております。

もっとも、当社は、大量の買付行為に応じて当社株式の売買を行うかどうかは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様判断に委ねられるべきものであると考えておりますので、当該買付行為への対応策の導入・継続・廃止や当該対応策に基づく具体的な対抗措置の発動の是非については、基本的には当社株主総会における株主の皆様のご意向を直接確認することが望ましいと考えております（以上の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する考え方について、以下「本基本方針」といいます。）。

② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の本基本方針の実現に資する特別な取組み

i 本基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、企業理念を『私達は「摩擦と振動、その制御と解析」により、ひとつひとつのいのちを守り、育み、支え続けて行きます』と定め、経営方針である「お客様第一」「技術の再構築」「グローバル体制の確立」に基づき、ブレーキ製品関連事業に経営資源を集中した事業展開により、業績の拡大を行ってまいりました。

平成20年3月19日に公表した新中期経営計画「akebono New Frontier 30」は、平成20年度（2008年度）から平成22年度（2010年度）の3カ年計画であり、世界的経済金融不況、為替、資材価格高騰、石油価格、市場二極化等、経営環境が激変する中で「将来に向けた技術の差別化」「革命的な原価低減」「アジアを含めたグローバル化の加速」の3本柱に、更なる業績の拡大と企業価値の向上を目指してまいります。

<将来に向けた技術の差別化>

当社の経営方針にも掲げている通り、技術力の差別化を図ることにより、当社製品を更に魅力あるものとし、業績拡大の原動力といたします。差別化により、「コスト面での圧倒的な強さ」「環境対応において他社追従できないような独自技術」「モータースポーツなどへの参画による、高性能車に装着される製品の開発」を追及します。

<革命的な原価低減>

生産拠点再編（日本、米国）、一部基幹部品内製化、ロジスティクス改善、調達合理化、共通化／標準化の推進、間接部門合理化などの施策を実行することにより、大幅な原価低減を目指します。

<アジアを含めたグローバル化の加速>

従来から推進してきたグローバル化は日本・北米・欧州の三地域が主体となっておりましたが、近年になって世界の自動車生産基地としての地位を確固たるものとしてきたアジア地域を当社グローバル化の新天地として位置づけ、従来の三地域に加え、この地域での事業拡大に注力いたします。具体的には、インドネシア、中国、タイの3カ国での事業展開を加速します。

当社では上記の、多くの挑戦課題をクリアし、高品質で低コストの製品をグローバルに供給することで、マーケットで必要不可欠な存在を目指して、目標（平成22年度（2010年度）連結売上高2,000億円、連結営業利益200億円）の達成に向け邁進しております。

ii 本基本方針の実現に資する特別な取組みに関する当社取締役会の考え方

上記の中期経営計画に基づく取組みは、当社グループの市場価値を向上させ、その結果、当社株主共同の

利益を著しく損なう買付者が現れる危険性を低減するものですから、本基本方針に沿うものであると考えます。また、かかる取組みは、当社グループの価値を向上させるものですから、当社株主共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えます。

- ③ 本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（当社株券等の大量買付行為に関する対応策）

当社は、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株券等の大量の買付行為への対応策として、合理的なルールを設定いたします。

この当社株券等の大量買付行為への対応策は、株主総会において承認可決されたことを停止条件とします。当該対応策及び③の取組みに関する当社取締役会の考え方の詳細は株主総会参考書類12ページから19ページに記載の通りです。

連結計算書類

連結貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位：百万円未満四捨五入)

科 目	金 額	科 目	金 額
■資産の部		■負債の部	
流 動 資 産	54,079	流 動 負 債	56,592
現 金 及 び 預 金	2,960	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	22,743
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	30,006	短 期 借 入 金	11,183
た な 卸 資 産	13,089	短 期 社 債	1,997
未 収 入 金	4,494	一 年 内 返 済 長 期 借 入 金	2,581
繰 延 税 金 資 産	2,063	一 年 内 償 還 社 債	200
そ の 他	1,476	未 払 法 人 税 等	581
貸 倒 引 当 金	△9	未 払 消 費 税 等	307
固 定 資 産	109,184	未 払 費 用	6,420
有 形 固 定 資 産	87,517	賞 与 引 当 金	2,419
建 物 及 び 構 築 物	20,087	そ の 他	8,161
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	30,966	固 定 負 債	50,122
土 地	22,727	社 債	300
建 設 仮 勘 定	11,057	長 期 借 入 金	24,165
そ の 他	2,679	長 期 未 払 金	2,370
無 形 固 定 資 産	5,932	退 職 給 付 引 当 金	15,255
の れ ん	595	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	208
そ の 他	5,336	繰 延 税 金 負 債	2,999
投 資 そ の 他 の 資 産	15,736	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	4,450
投 資 有 価 証 券	7,042	そ の 他	375
繰 延 税 金 資 産	5,414	負 債 合 計	106,714
そ の 他	3,366	■純資産の部	
貸 倒 引 当 金	△87	株 主 資 本	43,323
繰 延 資 産	0	資 本 本 金	13,578
開 業 費	0	資 本 剰 余 金	7,882
資 産 合 計	163,263	利 益 剰 余 金	24,323
		自 己 株 式	△2,461
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	6,454
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	636
		土 地 再 評 価 差 額 金	5,276
		為 替 換 算 調 整 勘 定	543
		新 株 予 約 権	200
		少 数 株 主 持 分	6,571
		純 資 産 合 計	56,548
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	163,263

■ 連結損益計算書 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

(単位：百万円未満四捨五入)

科 目	金 額	
売 上 高		184,731
売 上 原 価		148,124
売 上 総 利 益		36,607
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		21,449
営 業 利 益		15,158
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	114	
受 取 配 当 金	148	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	8	
そ の 他	384	654
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,307	
製 品 補 償 費	445	
開 業 費 償 却	395	
減 価 償 却 費	193	
そ の 他	854	3,193
経 常 利 益		12,619
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	68	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	7	
退 職 給 付 信 託 設 定 益	809	
研 究 開 発 費 助 成 金	132	1,017
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 廃 却 損	162	
減 損 損 失	60	
固 定 資 産 解 体 費 用	91	
役 員 退 職 慰 労 金	203	
そ の 他	40	556
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		13,080
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,766	
法 人 税 等 調 整 額	2,558	5,324
少 数 株 主 利 益		1,119
当 期 純 利 益		6,637

■ 連結株主資本等変動計算書

(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

(単位：百万円未満四捨五入)

	株主資本				
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高	13,578	7,900	18,545	△2,479	37,544
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△858		△858
当期純利益			6,637		6,637
自己株式の取得				△38	△38
自己株式の処分		△18		57	39
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	-	△18	5,778	18	5,779
平成20年3月31日残高	13,578	7,882	24,323	△2,461	43,323

	評価・換算差額等					新株 予約権	少数株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・ 換算差額等 合計			
平成19年3月31日残高	3,351	△1	5,276	1,130	9,756	90	4,872	52,262
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△858
当期純利益								6,637
自己株式の取得								△38
自己株式の処分								39
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）	△2,715	1	-	△588	△3,302	111	1,699	△1,492
連結会計年度中の変動額合計	△2,715	1	-	△588	△3,302	111	1,699	4,287
平成20年3月31日残高	636	-	5,276	543	6,454	200	6,571	56,548

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 33社

主要な連結子会社の名称は、曙ブレーキ山形製造株式会社、曙ブレーキ福島製造株式会社、曙ブレーキ三春製造株式会社、曙ブレーキ岩槻製造株式会社、曙ブレーキ山陽製造株式会社、アケボノコーポレーション（ノースアメリカ）、アケボノヨーロッパS.A.S.であります。

なお、新たにアケボノブレーキヨーロッパN.V.及び曙ブレーキ産機鉄道部品販売株式会社を設立し、新たに連結の範囲に含めております。

また、アケボノアラスS.A.S.はアケボノヨーロッパS.A.S.に吸収合併されたため、連結の範囲から除外しております。

以上の結果、当連結会計年度においては、新たに2社を連結の範囲に含め、1社を連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 1社

大和産業株式会社

(2) 持分法を適用しない関連会社の数 2社

トワーク金属株式会社他1社の持分法非適用関連会社は、いずれも小規模であり、かつ全体としても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり重要性が乏しいため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法適用関連会社のうち、事業年度の末日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度の計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

アケボノコーポレーション（ノースアメリカ）他在外子会社11社の事業年度の末日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を基礎とし、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……連結決算日前1ヶ月の市場価格等の平均価格に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……移動平均法による原価法

②デリバティブ

時価法

③たな卸資産

(当社) 製品及び仕掛品……総平均法による原価法
原材料及び貯蔵品……最終仕入原価法

(子会社) 国内子会社……原則として当社と同一
在外子会社……主に先入先出法による低価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

主として定率法によっておりますが、一部の連結子会社は定額法によっております。ただし、当社及び国内子会社において平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

(会計方針の変更)

当社及び国内子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これにより営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ158百万円減少しております。

(追加情報)

当社及び国内子会社は、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。

これにより営業利益は546百万円減少し、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ549百万円減少しております。

②無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費……3年間で每期均等償却

開業費……支出時に全額費用として処理

(会計方針の変更)

開業費については、従来、5年間で每期均等償却しておりましたが、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準実務対応報告第19号 平成18年8月11日）が前連結会計年度より適用されたことに伴い、当連結会計年度において新たに支出した開業費については、支出時に全額費用として処理する方法に変更しております。

これにより、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ395百万円減少しております。

なお、上記取扱いの適用前に発生した開業費については、従前の処理を継続しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の見込額のうち、当連結会計年度の末日において負担すべき見積額を計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）で定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13～15年）で定額法により翌連結会計年度から費用処理しております。

④役員退職慰労引当金

取締役及び監査役の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

なお、当社の取締役の退職慰労金は、平成17年4月1日以降の新規加算を停止していましたが、平成19年6月21日開催の定時株主総会において、取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給案が承認可決されたため、取締役への打ち切り支給額の未払い分については、固定負債の「長期未払金」に含めて表示しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物が替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物が替相場により円貨に換算し、収益及び費用は在外子会社の事業年度に基づく期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。

(6) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。ただし、在外子会社については、一部売買処理によっております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

金利スワップ、金利オプション及び通貨オプションに関しては、繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用して

ります。また、為替予約については原則的な処理方法を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

(a) ヘッジ手段…為替予約、通貨オプション

ヘッジ対象…外貨建資産・負債

(b) ヘッジ手段…金利スワップ、金利オプション

ヘッジ対象…借入金利息

③ヘッジ方針

当社グループは、デリバティブ取引に関し「社内規定」に従い、将来の為替変動リスク及び金利変動リスク回避のためにヘッジを行っております。

④ヘッジ有効性の評価

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を四半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(8) その他連結計算書類作成のための重要な事項

①消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

②連結納税制度を適用しております。

③百万円未満の端数処理については、連結計算書類の各数値を、それぞれ四捨五入しております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保提供資産

担保資産の内容及びその金額

たな卸資産	61百万円
建物及び構築物	2,159百万円
機械装置及び運搬具	61百万円
土地	744百万円
合計	3,024百万円
担保に係る債務の金額	
一年内返済長期借入金	147百万円
流動負債「その他」(未払金)	90百万円
長期借入金	485百万円
長期未払金	360百万円
合計	1,081百万円

上記のほか、建物及び構築物763百万円及び土地700百万円を、他社の借入金47百万円に対する担保に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 146,093百万円
3. 保証債務残高 683百万円
(債務保証 163百万円)
(債権流動化に伴う買戻し義務限度額 520百万円)
なお、債務保証のうち163百万円は、他社負債額を含めた連帯保証債務総額826百万円のうちの当社グループ負担額であります。
4. 受取手形裏書譲渡高 32百万円
5. 土地の再評価について
「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- ・再評価の方法
「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める鑑定評価及び第2条第4号に定める路線価により算出しております。
 - ・再評価を行った年月日
平成14年3月31日
 - ・再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額
△1,592百万円

(連結損益計算書に関する注記)

減損損失

当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

場所	用途	種類	金額
埼玉県さいたま市	遊休設備等	機械装置等	36
埼玉県羽生市他	遊休設備等	機械装置等	24
合計			60

当社グループは、製品カテゴリを資産グループの基礎とし、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位でグルーピングを行っております。上記の資産は、遊休資産となっていることから当該資産の回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に60百万円計上しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計 年度末株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計 年度末株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	110,992	-	-	110,992
合計	110,992	-	-	110,992
自己株式				
普通株式 (注) 1, 2	3,713	43	84	3,672
合計	3,713	43	84	3,672

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加43千株は、単元未満株式の買取等による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少84千株は、新株予約権の行使による自己株式の処分等による減少であります。

2. 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月21日 定時株主総会	普通株式	322	3.00	平成19年3月31日	平成19年6月22日
平成19年10月29日 取締役会	普通株式	537	5.00	平成19年9月30日	平成19年12月10日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
平成20年6月19日開催の定時株主総会において、次の通り決議を予定しております。

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月19日 定時株主総会	普通株式	537	利益剰余金	5.00	平成20年3月31日	平成20年6月20日

3. 当連結会計年度末日における新株予約権（行使期間未到来のものを除く）に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（千株）			
			前連結会計 年度末	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末
当社	第1回新株予約権	普通株式	547	-	68	479
	第2回新株予約権	普通株式	29	-	15	14
	第2回（2）新株予約権	普通株式	3	-	-	3
	合計		579	-	83	496

(退職給付に関する注記)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の国内子会社は、確定給付型の制度として、確定給付型企業年金制度、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けており、一部の在外子会社は確定拠出型企業年金制度または確定給付型企業年金制度を設けております。

また、一部の国内子会社は、日本自動車部品工業厚生年金基金、埼玉県トラック厚生年金基金に加入しており、当該年金基金への拠出額は退職給付費用として処理しております。

なお、要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は次の通りであります。

(日本自動車部品工業厚生年金基金)

(1) 制度全体の積立状況に関する事項 (平成19年3月31日現在)	
年金資産の額	179,463百万円
年金財政計算上の給付債務の額	167,432百万円
差引額	12,031百万円

(2) 制度全体に占める国内子会社の掛金拠出割合 (平成19年3月31日現在) 0.26%

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、別途積立金38,661百万円から未償却過去勤務債務26,631百万円を控除した金額であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年の元利均等償却であります。なお、上記(2)の割合は国内子会社の実際の負担割合とは一致しません。

(埼玉県トラック厚生年金基金)

(1) 制度全体の積立状況に関する事項 (平成19年3月31日現在)	
年金資産の額	59,010百万円
年金財政計算上の給付債務の額	55,086百万円
差引額	3,924百万円

(2) 制度全体に占める国内子会社の給与総額割合 (平成19年3月31日現在) 0.7%

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、別途積立金8,516百万円から未償却過去勤務債務4,592百万円を控除した金額であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間17年の元利均等償却であります。なお、上記(2)の割合は国内子会社の実際の負担割合とは一致しません。

2. 退職給付債務に関する事項

	(国内)	(在外)
(1) 退職給付債務	△28,450百万円	△437百万円
(2) 年金資産	10,976百万円	-百万円
(3) 退職給付信託	1,339百万円	-百万円
(4) 未積立退職給付債務(1)+(2)+(3)	△16,135百万円	△437百万円
(5) 未認識数理計算上の差異	3,454百万円	66百万円
(6) 未認識過去勤務(債務の減額)	△138百万円	31百万円
(7) 連結貸借対照表計上の純額(4)+(5)+(6)	△12,819百万円	△340百万円
(8) 前払年金費用	2,096百万円	-百万円
(9) 退職給付引当金(7)-(8)	△14,915百万円	△340百万円

(注) 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

	(国内)	(在外)
(1) 勤務費用	1,283百万円	607百万円
(2) 利息費用	565百万円	39百万円
(3) 期待運用収益	△299百万円	-百万円
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	312百万円	12百万円
(5) 過去勤務債務の費用処理額	△203百万円	8百万円
(6) 退職給付費用(1)+(2)+(3)+(4)+(5)	1,660百万円	665百万円

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、(1)勤務費用に計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法	主として期間定額基準
(2) 割引率	主として2.0%
(3) 期待運用収益率	主として3.0%
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	主として5年
(5) 数理計算上の差異の処理年数	主として翌連結会計年度から13~15年

(追加情報)

当連結会計年度より、「『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その2)」(企業会計基準第14号 平成19年5月15日)を適用しております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	5,774百万円
賞与引当金	973百万円
役員退職慰労引当金	74百万円
貸倒引当金	140百万円
未払事業税	54百万円
固定資産減損損失	248百万円
未払費用	333百万円
税額控除繰越額	201百万円
その他	813百万円
繰延税金資産小計	8,610百万円
評価性引当額	△301百万円
繰延税金資産合計	8,309百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	424百万円
退職給付信託設定益	324百万円
在外子会社の固定資産	3,042百万円
その他	41百万円
繰延税金負債合計	3,831百万円
差引：繰延税金資産の純額	4,478百万円

(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれ
ります。

流動資産－繰延税金資産	2,063百万円
固定資産－繰延税金資産	5,414百万円
固定負債－繰延税金負債	2,999百万円

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	463円82銭
2. 1株当たり当期純利益	61円85銭

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

当期純利益	6,637百万円
普通株主に帰属しない金額	-百万円
普通株式に係る当期純利益	6,637百万円
普通株式の期中平均株式数	107,310千株

(重要な後発事象に関する注記)

(北米事業の再編)

北米事業での経営資源の集中と効率化により、補修用ディスクプレーキパッドのコスト競争力を強化し将来の受注拡大につなげるため、平成20年3月18日開催の当社取締役会において、現在アムテックプレーキL.L.C.(米国ケンタッキー州)において行っている補修用ディスクプレーキパッドの生産業務を、エーマックプレーキL.L.C.(同ケンタッキー州)へ移管することを決議致しました。

移管に伴い、アムテックプレーキL.L.C.を平成20年末を目処として閉鎖する方針ですが、同L.L.C.の土地建物(簿価8.7百万米ドル)については、現在売却或いは倉庫等への転用を検討中であります。

(ご参考：監査対象外)

■連結キャッシュ・フロー計算書(自平成19年4月1日
至平成20年3月31日)(単位：百万円未満四捨五入)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	15,141
投資活動によるキャッシュ・フロー	△15,962
財務活動によるキャッシュ・フロー	149
現金及び現金同等物に係る換算差額	94
現金及び現金同等物の減少額	△578
現金及び現金同等物の期首残高	3,537
現金及び現金同等物の期末残高	2,960

計算書類

貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位：百万円未満四捨五入)

科 目	金 額	科 目	金 額
■資産の部		■負債の部	
流動資産	39,667	流動負債	43,614
現金及び預金	1,182	支払手形	4,557
受取手形	2,438	買掛金	20,519
売掛金	17,638	短期借入金	900
製品	895	短期社債	1,997
原材料	329	一年内返済長期借入金	2,192
仕掛品	29	一年内償還社債	200
貯蔵品	982	未払金	4,325
前払費用	197	未払法人税等	2
関係会社短期貸付金	304	未払法人税等	2,438
未収入金	14,898	預り金	3,636
繰延税金資産	748	賞与引当金	900
その他資産	34	その他負債	1,949
貸倒引当金	△9	固定負債	38,458
固定資産	81,823	社債	300
有形固定資産	47,390	長期借入金	19,855
建物	10,165	長期未払金	978
構築物	1,241	退職給付引当金	12,478
機械装置	6,965	役員退職慰労引当金	19
車両運搬具	95	再評価に係る繰延税金負債	4,409
土工器具備	1,417	その他負債	418
土地	19,672	負債合計	82,072
建設仮勘定	7,836	■純資産の部	
無形固定資産	4,969	株主資本	33,367
ソフトウェア	1,019	資本剰余金	13,578
ソフトウェア仮勘定	3,918	資本剰余金	7,882
その他資産	32	資本準備金	3,431
投資その他の資産	29,463	その他資本剰余金	4,451
投資有価証券	6,666	利益剰余金	14,358
関係会社株	14,978	その他利益剰余金	14,358
関係会社出資	838	繰越利益剰余金	14,358
関係会社長期貸付金	375	自己株	△2,451
長期前払費用	2,081	評価・換算差額等	5,851
繰延税金資産	4,393	その他有価証券評価差額金	636
その他負債	486	土地再評価差額金	5,215
貸倒引当金	△353	新株予約権	200
資産合計	121,490	純資産合計	39,418
		負債及び純資産合計	121,490

損益計算書 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

(単位：百万円未満四捨五入)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		110,125
売 上 原 価		91,462
売 上 総 利 益		18,663
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		13,125
営 業 利 益		5,538
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	46	
受 取 配 当 金	147	
関 係 会 社 受 取 配 当 金	2,340	
関 係 会 社 受 取 地 代 家 賃	878	
関 係 会 社 賃 貸 収 入	1,345	
そ の 他	359	5,116
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	364	
社 債 利 息	14	
短 期 社 債 利 息	22	
貸 与 資 産 減 価 償 却 費	1,887	
製 品 補 償 費	392	
そ の 他	1,045	3,724
経 常 利 益		6,929
特 別 利 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	131	
固 定 資 産 売 却 益	13	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	7	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	152	
退 職 給 付 信 託 設 定 益	809	1,113
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 廃 却 損	112	
減 損 損 失	59	
固 定 資 産 解 体 費 用	91	
役 員 退 職 慰 労 金	203	
そ の 他	28	493
税 引 前 当 期 純 利 益		7,549
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△485	
法 人 税 等 調 整 額	2,536	2,051
当 期 純 利 益		5,498

■ 株主資本等変動計算書

(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

(単位：百万円未満四捨五入)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					固定資産圧縮積立金	退職給与積立金	繰越利益剰余金			
平成19年3月31日残高	13,578	6,831	1,069	7,900	3	7	9,708	9,719	△2,474	28,723
事業年度中の変動額										
資本準備金の減少		△3,400	3,400	-						-
固定資産圧縮積立金の取崩し					△3		3	-		-
退職給与積立金の取崩し						△7	7	-		-
剰余金の配当							△858	△858		△858
当期純利益							5,498	5,498		5,498
自己株式の取得									△34	△34
自己株式の処分			△18	△18					57	39
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計	-	△3,400	3,382	△18	△3	△7	4,650	4,639	23	4,644
平成20年3月31日残高	13,578	3,431	4,451	7,882	-	-	14,358	14,358	△2,451	33,367

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	評価・換算差額等 合計		
平成19年3月31日残高	3,336	△1	5,215	8,550	90	37,363
事業年度中の変動額						
資本準備金の減少						-
固定資産圧縮積立金の取崩し						-
退職給与積立金の取崩し						-
剰余金の配当						△858
当期純利益						5,498
自己株式の取得						△34
自己株式の処分						39
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	△2,700	1	-	△2,700	111	△2,589
事業年度中の変動額合計	△2,700	1	-	△2,700	111	2,055
平成20年3月31日残高	636	-	5,215	5,851	200	39,418

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法
その他有価証券
時価のあるもの……………決算日前1ヶ月の市場価格等の平均価格に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの……………移動平均法による原価法
2. デリバティブの評価基準及び評価方法
時価法
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法
製品……………総平均法による原価法
仕掛品……………総平均法による原価法
原材料及び貯蔵品……………最終仕入原価法
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産……………定率法
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年で均等償却する方法を採用しております。
(会計方針の変更)
法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。
これにより営業利益は42百万円、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ104百万円減少しております。
(追加情報)
法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費を含めて計上しております。
これにより営業利益は32百万円、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ442百万円減少しております。
 - (2) 無形固定資産……………定額法
ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年間)に基づく定額法を採用しております。
5. 繰延資産の処理方法
社債発行費……………3年間で每期均等償却
6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の見込額のうち、当事業年度の末日において負担すべき見込額を計上しております。
 - (3) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)で定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13~15年)で定額法により翌事業年度から費用処理しております。
 - (4) 役員退職慰労引当金
監査役退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく事業年度末要支給額を計上しております。なお、取締役の退職慰労金は、平成17年4月1日以降の新規加算を停止しておりましたが、平成19年6月21日開催の定時株主総会において、取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給案が承認されたため、取締役への打ち切り支給額の未払い分については、固定負債の「長期未払金」に含めて表示しております。
8. リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
9. ヘッジ会計の方法
 - (1) ヘッジ会計の方法
金利スワップ、金利オプション及び通貨オプションに関しては、繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。また、為替予約については原則的な処理方法を採用しております。
 - (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
 - (a) ヘッジ手段…為替予約、通貨オプション
ヘッジ対象…外貨建資産・負債
 - (b) ヘッジ手段…金利スワップ、金利オプション
ヘッジ対象…借入金利息
 - (3) ヘッジ方針
当社はデリバティブ取引に関し「社内規定」に従い、将来の為替変動リスク及び金利変動リスク回避のためにヘッジを行っております。

(4) ヘッジ有効性の評価

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を四半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

10. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- (2) 連結納税制度を適用しております。
- (3) 百万円未満の端数処理については、計算書類の各数値を、それぞれ四捨五入しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保提供資産

担保資産の内容及びその金額

建物	1,985百万円
土地	702百万円
合計	2,687百万円

担保に係る債務の金額

一年内返済長期借入金	106百万円
未払金	90百万円
長期借入金	485百万円
長期未払金	360百万円
合計	1,041百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 81,593百万円

3. 保証債務残高 3,880百万円

(債務保証)

3,202百万円)

(一括支払信託併存的債務引受額

158百万円)

(債権流動化に伴う買戻し義務限度額

520百万円)

4. 関係会社に対する金銭債権 16,834百万円

関係会社に対する短期金銭債権

16,413百万円

関係会社に対する長期金銭債権

421百万円

5. 関係会社に対する金銭債務 13,914百万円

関係会社に対する短期金銭債務

13,541百万円

関係会社に対する長期金銭債務

373百万円

6. 土地の再評価について

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める鑑定評価及び第2条第4号に定める路線価により算出しております。

・再評価を行った年月日

平成14年3月31日

・再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△1,592百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高
- | | | |
|------|--------|-----------|
| 営業取引 | 売上高 | 12,243百万円 |
| | 材料支給高 | 52,562百万円 |
| | 製品仕入高等 | 94,608百万円 |
- 営業取引以外の取引高 11,335百万円
- (注) 材料支給高は、製品仕入高等の減算項目として処理しております。

2. 減損損失
- 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

場 所	用 途	種 類	金 額
埼玉県さいたま市	遊休設備等	機械装置等	36
埼玉県羽生市他	遊休設備等	機械装置等	23
合 計			59

当社は、製品カテゴリを資産グループの基礎とし、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位でグルーピングを行っております。上記の資産は、遊休資産となっていることから当該資産の回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に59百万円計上しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類および株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
普通株式	3,707	37	84	3,660
計	3,707	37	84	3,660

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加37千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少84千株は、新株予約権の行使による自己株式の処分等による減少であります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

退職給付引当金	4,744百万円
賞与引当金	360百万円
役員退職慰労引当金	8百万円
貸倒引当金	114百万円
投資有価証券評価損	7百万円
関係会社株式評価損	17百万円
固定資産減損損失	190百万円
税額控除繰越額	201百万円
その他	537百万円

繰延税金資産小計	6,176百万円
評価性引当額	△278百万円

繰延税金資産合計	5,898百万円
----------	----------

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	424百万円
退職給付信託設定益	324百万円
その他	9百万円
繰延税金負債合計	756百万円

差引：繰延税金資産の純額	5,141百万円
--------------	----------

(注) 繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	748百万円
固定資産－繰延税金資産	4,393百万円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額相当額 (百万円)	減損損失 累計額相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)
機械装置	432	280	12	140
車両運搬具	17	16	-	2
工具器具備品	73	19	-	53
ソフトウェア	10	4	-	6
合計	532	319	12	201

②未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高

未経過リース料期末残高相当額

1年内 96百万円

1年超 129百万円

合計 225百万円

リース資産減損勘定期末残高 5百万円

③支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料 439百万円

リース資産減損勘定の取崩額 5百万円

減価償却費相当額 339百万円

支払利息相当額 13百万円

減損損失 -百万円

④減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑤利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	曙ブレーキ山形製造株式会社	山形県 寒河江市	100	自動車部品 製造業	(所有) 直接 100.0 間接 -	当社製品の製造 役員の兼任	材料支給高 製品仕入高 (注) 1	5,476 11,034	未収入金 買掛金	1,112 1,253
	曙ブレーキ山陽製造株式会社	岡山県 総社市	94	自動車部品 製造業	(所有) 直接 54.3 間接 -	当社製品の製造 役員の兼任	材料支給高 製品仕入高 (注) 1	13,633 23,753	未収入金 買掛金	2,362 2,249
	曙ブレーキ岩槻製造株式会社	埼玉県 さいたま市	20	自動車部品 製造業	(所有) 直接 100.0 間接 -	当社製品の製造 役員の兼任	材料支給高 製品仕入高 (注) 1	22,051 29,879	未収入金 買掛金	4,341 3,018
							固定資産の賃貸 (注) 2	712	未収入金	70
							キャッシュ・マネジ メント・システムに よる資金の受入 利息の支払 (注) 3	1,592 16	預り金	2,038
	アケボノブレーキヨーロッパ N.V.	ベルギー Diegem	19,000 千ユーロ	欧州事業統括、営業、 市場調査	(所有) 直接 100.0 間接 -	役員の兼任	関係会社株式の 売却 (注) 4 売却代金 売却益	3,015 152	- -	- -
アケボノブレーキタイランド CO., LTD.	タイ チョンブリ県	553,854 千タイバツ	自動車部品 製造業	(所有) 直接 100.0 間接 -	当社製品の製造 役員の兼任	増資の引受 (注) 5	1,457	-	-	

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 材料支給高及び製品仕入高の価格については、市場価格等を勘案して決定しております。
2. 固定資産の賃貸については、毎期交渉の上、賃貸料を決定しております。
3. キャッシュ・マネジメント・システムについては、市場金利を勘案して利率を決定しており、取引金額は期中平均残高を記載しております。
4. 関係会社株式の売却価格は、第三者による鑑定評価に基づき決定しております。
5. 当社が、アケボノブレーキタイランドCO., LTD.の行った株主割当増資を引き受けたものであります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 365円39銭
2. 1株当たり当期純利益 51円23銭
- 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。
- 当期純利益 5,498百万円
- 普通株主に帰属しない金額 -百万円
- 普通株式に係る当期純利益 5,498百万円
- 普通株式の期中平均株式数 107,317千株

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年5月14日

曙ブレーキ工業株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 石塚 雅博 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 塚原 元章 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、曙ブレーキ工業株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、曙ブレーキ工業株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成20年 5月14日

曙ブレーキ工業株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 石塚 雅博 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 塚原 元章 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、曙ブレーキ工業株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第112期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第112期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年5月20日

曙ブレーキ工業株式会社 監査役会

常勤監査役 石 田 明 世 (印)

常勤監査役 木 村 恵 司郎 (印)

社外監査役 松 田 秀 次郎 (印)

社外監査役 遠 藤 今 朝 夫 (印)

株主メモ

事業年度：4月1日～翌年3月31日

期末配当基準日：3月31日

中間配当基準日：9月30日

定時株主総会：毎年6月

株主名簿管理人：三菱UFJ信託銀行株式会社

同連絡先：〒137-8081 東京都江東区東砂7丁目10番11号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
TEL 0120-232-711(通話料無料)

同取次所：三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
野村證券株式会社 全国本支店

上場取引所：東京証券取引所

公告方法：公告掲載URL <http://www.akebono-brake.com>
(但し、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都で発行される日本経済新聞に公告いたします。)

単元株式数：100株

お知らせ

株式に関するお手続き用紙のご請求について

株式に関するお手続き用紙(届出住所・印鑑・姓名等の変更届、配当金振込指定所、単元未済株式買取請求書、名義書換請求書等)のご請求につきましては、上記株主名簿管理人にてお電話ならびにインターネットにより24時間受け付けておりますので、ご利用ください。

☎ 0120-244-479 (三菱UFJ信託銀行本店証券代行部)
☎ 0120-684-479 (三菱UFJ信託銀行大阪証券代行部) } 通話料無料

URL <http://www.tr.mufg.jp/daikou/>

なお、株券保管振替制度をご利用の株主様は、お取引口座のある証券会社にご照会ください。



<メ モ 欄>

סרסלסא